

★ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（規則第八号）（障害者支援課）

一 制定の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 規則の内容

- 1 サービスの提供の記録をすること並びに従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備について定めた。
- 2 指定居宅介護事業者等の揭示事項について定めた。
- 3 指定居宅介護事業者等の事業の内容に関する情報の提供について定めた。
- 4 指定居宅介護事業者等の会計を区分することについて定めた。
- 5 指定療養介護事業者等の利用者に対し相談及び援助を行うことについて定めた。
- 6 指定療養介護事業者等の地域との連携について定めた。
- 7 その他必要な事項を定めた。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（規則第九号）（障害者支援課）

一 制定の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 規則の内容

- 1 サービスの提供の記録をすること並びに従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備について定めた。
- 2 指定障害者支援施設が利用者又はその家族からの相談に応じること等について定めた。
- 3 指定障害者支援施設の揭示事項について定めた。
- 4 指定障害者支援施設の事業の内容に関する情報の提供について定めた。
- 5 指定障害者支援施設の地域との連携について定めた。
- 6 その他必要な事項を定めた。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（規則第十号）（障害者支援課）

一 制定の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、同条例の施行に必要な事項を定めた。

二 規則の内容

- 1 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備について定めた。
- 2 療養介護事業者等の利用者に対し相談及び援助を行うことについて定めた。
- 3 療養介護事業者等の地域との連携について定めた。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（規則第十一号）（障害者支援課）

一 制定の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 規則の内容

- 1 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備について定めた。
- 2 障害者支援施設が利用者又はその家族からの相談に応じること等について定めた。
- 3 障害者支援施設の社会生活上の便宜の供与等について定めた。
- 4 障害者支援施設の地域との連携等について定めた。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（規則第十二号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の届出に係る様式を追加するとともに、指定障害福祉サービス事業者等の指定申請に係る様式及び指定自立支援医療機関の指定申請に係る様式等の改正を行った。

二 施行期日

この規則は、平成二十五年三月十一日から施行する。